

## 広告取扱規程

特定非営利活動法人  
日本システム監査人協会

### (目的)

1. 本規定は、特定非営利活動法人日本システム監査人協会（以下「当協会」という）会報及びホームページ等への求人等の広告を掲載する場合の取扱いを規定し、当協会の会員及び当協会が認定した公認システム監査人並びにシステム監査人補（以下「公認システム監査人等」という）の活動を支援することを目的とする。

### (広告掲載基準)

2. 定款、倫理規定などに照らし、広告を掲載することが、協会存続の目的、信用、品位の保持に反しないものとする。
  - 2) 意見広告など、協会内に賛否両論があることが想定されるものは、掲載しない。
  - 3) 掲載の可否については、別途理事会が指名する担当役員（以下「広告担当」という）の判定による。

### (掲載媒体)

3. 掲載媒体は、会報、ホームページ、会員メーリングリストとする。

### (出稿者の範囲)

4. 出稿者の住所、氏名（社名）、業種、電話番号が明らかであり、料金の支払が確かであるものとする。なお、出稿に当っては、会員及び会員から推薦のあるものを優先することができる。

### (広告料金)

5. 広告料金は、下表の通りとし、出稿を確認でき次第速やかに支払う者とする。

単位：万円（外税）

出稿媒体	出稿単位（期間・回数）	会員	会員外	記事
会報	1号当り（1ページ）	8	10	
	1号当り（半ページ）	4	5	
ホームページ	2ヵ月間（A4版1ページ） （掲載した旨の通知メール1回分を含む）	8	10	
メーリングリスト	1回（30行1000文字以内、上限3回まで）	2	3	

(注) HP掲載の場合、1回限り同一内容（テキストのみ）を会員MLにも流すことができる。また、募集を締切った場合に出稿者の依頼により「締切」の文言を掲載することができる。

- 2) 出稿者が公益団体など場合、広告担当が発議し、理事会の承認により、料金を無料とすることができる。
- 3) 多数回割引：最初の掲載から6ヵ月以内に、同じ広告主がさらに出稿する場合は、2回目以降は、上表の料金を2割引とする。
- 4) 出稿者HPへのリンク：出稿者から依頼があれば、HPの広告部分から出稿者HPへのリンクを張る。

(運用細則)

6. 本広告取扱規程の運用細則は、別途広告担当において定める。

(会員への周知及び施行日)

7. 本広告取扱規程は、当協会員へ速やかに周知することし、2005年5月17日から施行する。

8. 本規程の改定は、2006年2月2日から発効する。

9. この規程は2010年7月20日に「規定」を「規程」に改定した。

----- 改定履歴 -----

- 1 2005年 5月17日 制定
- 2 2006年 2月 2日 一部改定
- 3 2010年 7月20日 一部改定（「規定」→「規程」）